

食安輸発0727第2号  
平成21年7月27日

各検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課  
輸入食品安全対策室長  
(公印省略)

モニタリング検査の強化について  
(ニュージーランド産ビート(カエンサイ)ルート及びその加工品)

平成21年度輸入食品等モニタリング計画については、平成21年3月30日付け食安輸発第0330008号に基づき実施しているところです。

今般、モニタリング検査の結果、ニュージーランド産生鮮ビートルートにおいて食品衛生法違反の事例があったことから、下記により検査等の実施方よろしく願います。

記

1 対象食品

ニュージーランド産ビート(カエンサイ)ルート及びその加工品(簡易な加工に限る。)

2 検査項目及び検査頻度

- (1) NEW ZEALAND GOURMET HOLDINGS が製造又は輸出した1の食品が輸入届出された場合は、貨物を保留の上、輸入者に対し、ジフェノコナゾールに係る自主検査を実施するよう指導すること。
- (2) 1の食品について、残留農薬(ジフェノコナゾールを含む。)に係るモニタリング検査の頻度を30%に引き上げて対応すること。

(参 考)

1. 品 名：生鮮テーブルビート(ビートルート)
2. 原産国：ニュージーランド
3. 輸 出 者：NEW ZEALAND GOURMET HOLDINGS
4. 検査結果：ジフェノコナゾール 0.03ppm(基準値：0.01ppm)
5. 検 疫 所：成田空港検疫所(届出受付番号：第21017980480号2欄)
6. 輸 入 者：サンワード 株式会社